

(証券コード 3577)
2022年6月8日

株 主 各 位

愛知県清須市西枇杷島町子新田1番地の2
東海染工株式会社
取締役社長 鷲 裕 一

第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までには到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市中村区名駅4丁目4-3 8
愛知県産業労働センター10階 大会議室1002 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ・ 第102期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-senko.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には記載しておりません。なお、これらの書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ・ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-senko.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ・ 今回より定時株主総会決議ご通知および報告書につきましては、書面の送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-senko.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<<新型コロナウイルスに関するお知らせ>>

- ・ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・ ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもお席をご用意できない場合がございます。予めご了承ください、よろしくようお願い申し上げます。
- ・ 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等によりやむを得ず開催場所や開催時間などを変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-senko.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油・原材料価格の高騰に加え、新型コロナウイルス感染症による度重なる緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の実施から、企業活動や個人の消費行動が制限され、引き続き厳しい状況で推移しました。

ワクチン接種率の増加や水際対策措置の緩和など、経済活動が再開され景気回復の兆しが見え始めましたが、ロシア・ウクライナ情勢に起因する世界的な価格高騰・供給不安や新たな変異株による感染拡大第7波への懸念から、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、国内染色加工事業では、抗菌・抗ウイルス・防炎・撥水加工など当社グループの加工技術を活かした商品開発や素材提案に注力すると共に、原材料・エネルギー価格の高騰、小ロット生産に対応するための体制の構築に向け、効率化・合理化を推進しました。

また、SDGs達成に向け、環境に配慮した節水活動、CO2排出量削減、薬品の再利用や使用量削減などの取組みを続けております。

海外染色加工事業におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やエネルギー・原材料価格の高騰など厳しい環境の中、生産性の向上やコストダウン活動の推進、生産体制の見直しを実施しました。

縫製品販売事業では、抗菌・抗ウイルス商品の提案・販売に注力するも、コロナ禍にて海外縫製品の輸入・販売に苦戦しました。

保育サービス事業では、認可保育園3件、企業内保育所8件の新規開園に加え、次年度に向けた企業内保育所の運営受託、新規保育園2件の認可取得および事業エリア拡大に注力しました。

洗濯事業では、ホテルリネンの部分的な回復、その他商材の取込みによる商量増加や生産体制の見直しによるコストダウンに注力しました。

これらの結果、売上高は11,142百万円（前期比4.9%増、518百万円増）となり、営業利益は73百万円（前期は営業損失148百万円）、経常利益は115百万円（前期は経常損失69百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は48百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失174百万円）となりました。

当社グループにおける各事業分野の状況は次のとおりであります。

①染色加工事業

染色加工事業は、売上高は7,983百万円（前期比9.8%増、710百万円増）となり、営業損失は71百万円（前期は営業損失260百万円）となりました。

染色加工事業における部門別（加工料部門、テキスタイル販売部門）の業績は次のとおりであります。

（加工料部門）

国内では、資材用途やユニフォーム関連、抗菌・抗ウイルスなどの特殊加工受注を取り込み、前年同期比13.8%の増収となりました。海外では、インドネシア子会社において、新型コロナウイルス感染拡大に対する大規模社会活動制限措置の緩和に伴い受注が回復基調にあり、前年同期比45.2%の増収となりました。一方、タイ国子会社においては、輸出及び国内消費が依然として低迷しており大幅減収となりました。

これらの結果、加工料部門の売上高は6,619百万円（前期比16.5%増、936百万円増）となりました。

（テキスタイル販売部門）

国内では、カジュアル・ユニフォーム用途の販売不振に加え、前期は国内・海外におけるマスク用途の生地需要があったため、大幅な減収となりました。

これらの結果、テキスタイル販売部門の売上高は1,363百万円（前期比14.2%減、226百万円減）となりました。

②縫製品販売事業

縫製品販売事業は、抗菌・抗ウイルス加工を施した光触媒マスクやユニフォームマスクなどの販売に取り組みましたが、各地でのイベントの中止に伴う関連商品や布製・不織布マスク、海外縫製品の販売が大幅に減少した結果、売上高は208百万円（前期比64.9%減、385百万円減）、営業損失は13百万円（前期は営業利益16百万円）となりました。

③保育サービス事業

保育サービス事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者数の減少があったものの、拠点数増加により増収となりました。また、働き方改革を推進した結果、離職者の減少による新規採用費の削減により、売上高は2,755百万円（前期比5.5%増、143百万円増）、営業利益は82百万円（前期比31.6%増、19百万円増）となりました。

④倉庫事業

倉庫事業は、新規取引先の開拓による売上増加に加え、各種費用の見直しに注力した結果、売上高は242百万円（前期比12.8%増、27百万円増）、営業利益は30百万円（前期比193.2%増、19百万円増）となりました。

⑤機械販売事業

機械販売事業では、国内向け営業は一部再開したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による海外渡航制限から海外での保守点検作業や営業活動を実施することができず、新規設備の受注・販売は低迷しており、売上高は33百万円（前期比78.2%減、118百万円減）、営業損失は17百万円（前期は営業利益20百万円）となりました。

⑥洗濯事業

洗濯事業は、新規取引先の開拓及び既存客先との取組強化に加え、自治体による観光事業者支援策によりレジャー用途のホテルリネンが増加しました。取扱数量の増加による生産性の向上、生産体制・生産シフトの見直しを実施した結果、売上高は91百万円（前期比41.9%増、27百万円増）、営業損失は6百万円（前期は営業損失48百万円）となりました。

⑦その他事業

当セグメントには、システム事業、不動産賃貸事業が含まれており、売上高は86百万円（前期比11.7%減、11百万円減）、営業利益は69百万円（前期比12.6%減、10百万円減）となりました。

(2) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資額は完工ベースで231百万円であり、その主なものは染色加工事業における省エネ及び生産効率の向上などを目的とした繊維加工設備の新設・更新等であります。なお、この所要資金は借入金及び自己資金により充当しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、中長期的な経営戦略を実現するために、次の課題の展開を図ります。

①インドネシアでの事業拡大

当社グループの東南アジアの中核を担うインドネシア子会社にて、国内・外への販売を拡大するため、新規市場・顧客の開拓、販売エリア拡大、品質管理・生産効率の改善、当社の加工技術を取り入れた新商品開発に注力いたします。

さらに、今後の事業領域・販売アイテム拡大のため、従来の染色加工事業に加え、繊維製品、非繊維製品（商品）の取扱いについて業種コード（KBLIコード）の追加しております。

②製造コスト上昇への対応

当社グループでは、各拠点にて徹底したコストの見直し、生産性向上・効率化を実施した上で、適正な価格改定、価格転嫁を進めてまいります。

原油・石炭など、世界的なエネルギー価格の高騰に加え、コロナ禍の供給制約・人手不足・コンテナ不足などから、原材料費、エネルギー費、物流費など、全ての価

格が上昇しております。

加えて、ロシアのウクライナ侵攻により一層の原材料価格高騰による企業収益の圧迫懸念が強まっております。

③保育事業の拡大および付加価値化の推進

保育サービス事業は、企業内保育所の運営受託、新規認可保育園の開設・運営など積極的に拡大を進めるとともに、病児・夜間保育、給食サービスの提案、“忙しい保護者の皆様への支援”を目的とした新たなサービスの提供など付加価値向上に努め、より一層地域に愛される保育所・保育園を目指します。

④その他、非繊維事業の拡大

洗濯事業は、既存客先との取組み、新規客先開拓を積極的に進めることで、多方面からの受注を取り組み、売上増加および、収益確保を図ってまいります。

機械販売事業については、国内外に向けた染色関連設備や薬液濃度制御装置の販売強化に努めてまいります。

当社グループは、今後も新たな事業を積極的に発掘・開拓し、非繊維事業の強化・拡大に努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第99期 (2018. 4 ~ 2019. 3)	第100期 (2019. 4 ~ 2020. 3)	第101期 (2020. 4 ~ 2021. 3)	第102期(当期) (2021. 4 ~ 2022. 3)
売 上 高 (百万円)	14,507	14,010	10,624	11,142
経 常 利 益 (百万円)	806	604	△69	115
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	409	△551	△174	48
1株当たり当期純利益 (円)	122.86	△168.52	△53.67	14.96
総 資 産 (百万円)	14,746	13,927	12,907	13,384
純 資 産 (百万円)	8,046	7,195	6,860	7,155

(注) △印は、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び1株当たり当期純損失を示しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TKサポート株式会社	60百万円	100.00%	倉庫業
株式会社トットメイト	30百万円	100.00	保育サービス業
TOKAI DYEING CO., (THAILAND) LTD.	120,000千バーツ	98.92	合成・天然繊維織物の染色・捺染
P. T. TOKAI TEXPRINT INDONESIA	22,200百万ルピア	54.17	綿・レーヨンの捺染、無地染

(6) 主要な事業内容

当社グループは、天然繊維織物、合成繊維織物、編物の染色整理の受託加工及び繊維製品等の販売、倉庫運輸、保育サービス、洗濯事業、不動産賃貸、機械販売等を行っております。

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

本店：愛知県清須市西枇杷島町子新田1番地の2
本社：名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 名古屋ビルヂング
支社：大阪（大阪市中央区）
営業所：東京（東京都中央区）
工場：名古屋（本店）、浜松（静岡県浜松市）、岐阜（岐阜県羽島市）

② 子会社

TKサポート株式会社 本店：名古屋市中村区
株式会社トットメイト 本店：愛知県清須市
株式会社デッサン・ジュン 本店：大阪市中央区
株式会社東海トレーディング 本店：愛知県清須市
TOKAI DYEING CO., (THAILAND) LTD. タイ王国
P. T. TOKAI TEXPRINT INDONESIA インドネシア共和国

(8) 従業員の状況

企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
806名	△34名

(注) 臨時従業員の年間平均雇用人員(134名)を含めておりません。

(9) 主要な借入先

借入先名	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	950百万円
株式会社りそな銀行	695百万円
株式会社大垣共立銀行	312百万円
株式会社愛知銀行	310百万円
株式会社十六銀行	267百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
(2) 発行済株式の総数 3,215,023株 (自己株式399,229株を除く)
(3) 株主数 2,679名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ミソノサービス株式会社	369千株	11.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	287	8.94
株式会社りそな銀行	161	5.01
株式会社三菱UFJ銀行	142	4.43
八代興産株式会社	134	4.18
日清紡ホールディングス株式会社	116	3.61
稲畑産業株式会社	115	3.60
長瀬産業株式会社	115	3.60
八代芳明	106	3.30
八代和彦	104	3.24

- (注) 1. 当社の自己株式399千株は、上記の大株主を含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	八 代 芳 明	
取締役社長（代表取締役）	鷲 裕 一	グループ技術担当
取締役専務（代表取締役）	八 代 健 太 郎	国内染色加工事業部長、浜松事業所長
取 締 役	川 本 修	グループ営業担当、海外染色加工事業部長、 製品事業本部長、テキスタイル事業部長
取 締 役	河 西 勝	管理部長、総務部長
取 締 役	古 池 威	
取 締 役	増 田 芳 隆	
常 勤 監 査 役	浅 谷 光 昭	
監 査 役	澤 田 馨	
監 査 役	伊 東 弘 次	

- (注) 1. 取締役 古池 威、増田芳隆の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 澤田 馨、伊東弘次の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役 浅谷光昭氏は、長年にわたり当社の内部監査部門の業務経験を有し、内部監査に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であります。なお被保険者は保険料を負担しており、その負担割合は保険料支払額の1割であり、役員報酬金額の割合に応じて被保険者が負担いたします。当保険契約により被保険者が負担することになる争訟費用及び第三者・会社に対する損害賠償金を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、公序良俗に反する行為に基づき発生した損害等については、補償対象外としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額
			基 本 報 酬
取 締 役	7名	163百万円	163百万円
監 査 役	3名	22百万円	22百万円
合 計	10名	185百万円 (うち社外役員4名28百万円)	185百万円 (うち社外役員4名28百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月開催の定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月開催の定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

①当該方針の決定の方法

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

②当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、持続的かつ安定的な企業価値の向上を意識した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準をすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬を支払うこととしております。また当社の取締役の基本報酬は、月例および年2回の固定報酬とし、各人の役位、職責、在任年数などをもとにして各期の業績および業績への貢献度を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、独立社外取締役の助言を得たうえで代表取締役が報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役 鷲 裕一氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	古 池 威	取締役会16回全てに出席しております。 また、会社経営者としての豊かな経験と人事・労務などの分野における高い見識に基づき、取締役会では当該視点から適宜、必要な発言を行っており、特に事業計画の遂行状況について専門的な立場から助言・監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	増 田 芳 隆	取締役会16回全てに出席しております。 また、会社経営者としての豊かな経験と財務・経営企画などの分野における高い見識に基づき、取締役会では当該視点から適宜、必要な発言を行っており、特に事業計画の遂行状況について専門的な立場から助言・監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	澤 田 馨	取締役会15回に出席、監査役会6回全てに出席しております。 また、上場企業の元財務部長並びに常勤監査役を歴任し財務・会計の専門的な見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	伊 東 弘 次	取締役会11回に出席、監査役会6回全てに出席しております。 また、会社経営の豊富な経験や実績に基づき、当社の経営について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月25日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社は会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人に対して、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出額が3百万円あります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 子会社の監査の状況

TOKAI DYEING CO., (THAILAND) LTD. およびP. T. TOKAI TEXPRINT INDONESIAにつきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人により監査を受けております。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、職務執行・意思決定に係る以下の文書（電子記録を含む）その他の重要な情報について、社内規程に基づき適切に保存および管理を行っております。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 社内稟議決裁書と関連資料
- ④ その他取締役を決定者とする決定書類及び附属書類
- ⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

2. 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動及び経営戦略上のリスクに関しては、当社の取締役が経営会議、各事業部ヒアリング等を通じて、常に情報を集約する体制にあり、リスクへの対応が必要な場合には、当社の代表取締役が担当取締役を任命し必要な対応を行っております。

また、当社グループの内部統制上のリスクに関しては、当社グループに適用するリスク管理規程に基づき、リスクの特定・評価・対応を行うことで、その顕在化を未然に防止しております。

3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の代表取締役は、経営会議及び各事業部ヒアリング等を通じ、常に情報を集約・検討する体制をとっており、各担当取締役に業務執行を委任する事項及び施策を確認・指示しております。

当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会、経営会議、各事業部ヒアリング等を開催し、迅速な意思決定と必要な情報を共有する体制をとっております。

また、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達及び、業務の効率化を図るために、社内のIT環境を適切に理解し、これを踏まえた方針を定めております。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループに適用する企業行動指針、企業倫理規程、コンプライアンス規程等を定め、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築しております。

また、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求は断固拒否し、毅然とした態度で対応しております。

取締役は、企業行動指針、企業倫理規程、コンプライアンス規程等に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先して垂範することとしております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社グループは、内部統制基本規程、リスク管理規程等に基づいて、業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の内部監査室による、内部監査規程、内部監査実施規程に基づく監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保しております。

当社子会社については、関係会社管理規程に基づき当社の所管部門が管理を行い、当社グループ全体の経営効率の向上を図ることを目的に、当社子会社に対し、経営管理に必要な資料の提出を求め、これを整備保管するとともに、当社子会社の経営状況を把握し、必要に応じ当社の取締役会に報告しております。

また、当社の担当取締役は、当社子会社の主管者に対し、業務の適正を確保するため、期間毎に「業務執行にかかる誓約書」の提出を義務化しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合は、必要に応じて、監査役を補助する能力と知識を備えた専任又は兼任の使用人を置くこととしております。

使用人の任命・異動等の人事に関わる事項の決定には、監査役に事前の同意を得るものとし、任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行うこととしております。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役は、当社の取締役会・経営会議に出席するほか、社内稟議決裁書・財務資料・当社の内部統制システムの運用状況・その他事項について適宜報告を求める体制をとっております。

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対し以下の事項の報告を行い、当社は当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

- ① 不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実
- ② 会社に著しい損害及び利益を及ぼすおそれのある場合は、その事実
- ③ 毎月の月次財務資料
- ④ 上記の他、当社の監査役が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行うこととしております。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、必要に応じて当社の本社各部門にて監査役の監査の補助及び協力を行うこととしております。
(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社並びに当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室が定期的にモニタリングし、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう必要な改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社並びに当社グループの使用人に対し、コンプライアンスについての社内研修を実施しており、また、季刊に発行される社内報にて教育・啓蒙活動を実施し、法令および定款を遵守するための取組を継続的に行っております。

また、当社はコンプライアンス規程により相談・通報体制を設けており、当社グループにも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社はリスク管理規程を設け、当該規程により「リスク管理委員会」を組織しております。「リスク管理委員会」におきまして当社の各部署および当社グループから報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、想定されるリスク項目を抽出して毎年度その評価及び対策案を検討し、リスク管理体制の維持・向上をはかっております。

④ 内部監査

当社の内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社並びに当社グループの内部監査を実施いたしました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして認識しており、安定的な配当政策を維持し、かつ収益等業績にも対応して配当金を決定することを基本としております。内部留保につきましては、今後予想される企業間競争の激化に対処する競争力の維持強化及び新商品開発並びに事業活性化等に有効投資していく方針であります。

なお、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨及び、当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、中間配当は無配とさせていただきましたが、期末配当は当期の業績や利益水準等を総合的に勘案した結果、1株当たり20円の配当をさせていただきます。この結果、年間の配当金は1株当たり20円となります。また支払開始日は2022年6月9日となります。

- (注) 1. 記載金額は単位未満切り捨てにより表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は千株未満切り捨てにより表示しております。
3. 比率は表示未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,968,552	流 動 負 債	3,198,446
現金及び預金	2,321,277	支払手形及び買掛金	640,803
受取手形及び売掛金	2,455,761	電子記録債務	553,251
商品及び製品	174,384	短期借入金	1,010,000
仕 掛 品	371,142	未 払 費 用	523,255
原材料及び貯蔵品	362,346	未払法人税等	61,960
そ の 他	297,390	賞 与 引 当 金	126,720
貸倒引当金	△13,751	リ ー ス 債 務	67,536
固 定 資 産	7,415,472	そ の 他	214,919
有 形 固 定 資 産	5,125,995	固 定 負 債	3,030,254
建物及び構築物	1,341,925	長期借入金	1,525,000
機械装置及び運搬具	1,719,983	繰延税金負債	294,100
土 地	1,757,824	退職給付に係る負債	771,178
リ ー ス 資 産	119,455	役員退職慰労引当金	26,040
建設仮勘定	119,598	リ ー ス 債 務	51,306
そ の 他	67,208	そ の 他	362,629
無 形 固 定 資 産	60,511	負 債 合 計	6,228,700
そ の 他	60,511	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,228,965	株 主 資 本	6,603,196
投資有価証券	1,885,485	資 本 金	4,300,000
繰延税金資産	27,965	資 本 剰 余 金	1,400,120
そ の 他	396,980	利 益 剰 余 金	1,538,980
貸倒引当金	△81,466	自 己 株 式	△635,904
資 産 合 計	13,384,024	その他の包括利益累計額	△408,582
		その他有価証券評価差額金	430,575
		為替換算調整勘定	△815,261
		退職給付に係る調整累計額	△23,896
		非支配株主持分	960,709
		純 資 産 合 計	7,155,323
		負 債 純 資 産 合 計	13,384,024

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金	額
	千円	千円
売上高		11,142,800
売上原価		9,641,373
売上総利益		1,501,426
販売費及び一般管理費		1,428,060
営業利益		73,365
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	57,729	
雑収入	18,212	75,941
営業外費用		
支払利息	13,346	
支払手数料	6,166	
雑支出	14,670	34,184
経常利益		115,122
特別利益		
投資有価証券売却益	110,251	
国庫補助金	71,250	181,501
特別損失		
固定資産圧縮損	71,250	
特別退職金	49,020	120,270
税金等調整前当期純利益		176,353
法人税、住民税及び事業税	98,555	
法人税等調整額	△32,549	66,005
当期純利益		110,347
非支配株主に帰属する当期純利益		61,855
親会社株主に帰属する当期純利益		48,492

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日期首残高(千円)	4,300,000	1,400,120	1,555,439	△598,336	6,657,224
連結会計年度中の変動額(千円)					
剰 余 金 の 配 当			△64,951		△64,951
親会社株主に帰属する当期純利益			48,492		48,492
自 己 株 式 の 取 得				△37,567	△37,567
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(千円)	-	-	△16,459	△37,567	△54,027
2022年3月31日期末残高(千円)	4,300,000	1,400,120	1,538,980	△635,904	6,603,196

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日期首残高(千円)	349,112	△915,519	△41,789	△608,196	811,579	6,860,607
連結会計年度中の変動額(千円)						
剰 余 金 の 配 当						△64,951
親会社株主に帰属する当期純利益						48,492
自 己 株 式 の 取 得						△37,567
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	81,463	100,257	17,892	199,614	149,129	348,743
連結会計年度中の変動額合計(千円)	81,463	100,257	17,892	199,614	149,129	294,716
2022年3月31日期末残高(千円)	430,575	△815,261	△23,896	△408,582	960,709	7,155,323

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,479,645	流 動 負 債	2,347,828
現金及び預金	1,130,661	買掛金	274,697
受取手形	737,975	電子記録債務	553,251
売掛金	905,770	短期借入金	1,010,000
商品及び製品	114,941	リース債務	13,234
仕掛品	256,355	未払金	11,133
原材料及び貯蔵品	137,167	未払費用	257,703
前払費用	17,834	未払法人税等	37,877
短期貸付金	130,000	未払消費税等	25,964
その他	63,669	賞与引当金	52,180
貸倒引当金	△14,729	その他	111,787
固 定 資 産	8,648,927	固 定 負 債	2,768,788
有 形 固 定 資 産	4,504,964	長期借入金	1,525,000
建築物	757,365	リース債務	41,563
構築物	153,295	長期未払金	231,818
機械装置	1,249,279	繰延税金負債	295,447
車両運搬具	7,207	退職給付引当金	563,260
工具器具備品	46,651	その他	111,697
土地	2,241,593	負 債 合 計	5,116,616
リース資産	49,323	(純資産の部)	
建設仮勘定	247	株 主 資 本	6,581,380
無 形 固 定 資 産	30,119	資本金	4,300,000
その他	30,119	資本剰余金	1,400,120
投資その他の資産	4,113,844	資本準備金	1,075,000
投資有価証券	1,870,670	その他資本剰余金	325,120
関係会社株式	1,806,214	利 益 剰 余 金	1,517,164
出資金	630	その他利益剰余金	1,517,164
長期貸付金	180,000	繰越利益剰余金	1,517,164
その他	339,296	自 己 株 式	△635,904
貸倒引当金	△82,967	評価・換算差額等	430,575
資 産 合 計	12,128,573	その他有価証券評価差額金	430,575
		純 資 産 合 計	7,011,956
		負 債 純 資 産 合 計	12,128,573

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		5,424,501
売 上 原 価		4,768,618
売 上 総 利 益		655,882
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		813,943
営 業 損 失		158,061
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	93,349	
雑 収 入	15,610	108,959
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,437	
支 払 手 数 料	6,166	
雑 支 出	8,639	23,243
経 常 損 失		72,345
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	110,251	110,251
税 引 前 当 期 純 利 益		37,905
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△9,116	
法 人 税 等 調 整 額	△24,304	△33,420
当 期 純 利 益		71,325

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2021年4月1日期首残高(千円)	4,300,000	1,075,000	325,120	1,400,120	1,510,790	△598,336	6,612,574
事業年度中の変動額(千円)							
剰 余 金 の 配 当					△64,951		△64,951
当 期 純 利 益					71,325		71,325
自 己 株 式 の 取 得						△37,567	△37,567
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(千円)	—	—	—	—	6,373	△37,567	△31,193
2022年3月31日期末残高(千円)	4,300,000	1,075,000	325,120	1,400,120	1,517,164	△635,904	6,581,380

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日期首残高(千円)	349,112	349,112	6,961,686
事業年度中の変動額(千円)			
剰 余 金 の 配 当			△64,951
当 期 純 利 益			71,325
自 己 株 式 の 取 得			△37,567
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	81,463	81,463	81,463
事業年度中の変動額合計(千円)	81,463	81,463	50,269
2022年3月31日期末残高(千円)	430,575	430,575	7,011,956

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

東海染工株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花輪 大資 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海染工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海染工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年 5月18日

東海染工株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花輪 大資 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海染工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

東海染工株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 浅 谷 光 昭 ㊟

監 査 役 澤 田 馨 ㊟

監 査 役 伊 東 弘 次 ㊟

(注) 監査役澤田馨及び監査役伊東弘次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やしろよしあき 八代芳明 (1950年1月5日)	1977年10月 当社 入社 1982年11月 当社 取締役 京都事業所長 1986年11月 当社 常務取締役 営業統括部長兼名古屋事業所長 1988年11月 当社 専務取締役 総務担当 1990年11月 当社 取締役社長 2017年6月 当社 取締役会長、現在に至る	106,100株
2	わしゅういち 鷺裕一 (1960年8月5日)	1984年3月 当社 入社 2005年4月 当社 参与 開発技術部長 2008年6月 当社 取締役 開発技術部長 2019年6月 当社 取締役 グループ技術担当兼染色加工事業本部長兼岐阜事業所長 2019年9月 当社 取締役社長 2019年10月 当社 取締役社長 グループ技術担当兼染色加工事業本部長 2020年3月 当社 取締役社長 グループ技術担当、現在に至る	5,500株
3	やしろうけんたろう 八代健太郎 (1982年1月23日)	2004年4月 アイシン精機株式会社 入社 2011年5月 Aisin Asia Pacific Co., Ltd. 経理部長 (タイ駐在) 2017年7月 当社 入社 2018年4月 当社 参与 染色加工事業本部副部長兼浜松事業所長 2019年6月 当社 取締役 染色加工事業本部副部長兼浜松事業所長兼管理部長 2020年4月 当社 取締役 国内染色加工事業部長兼浜松事業所長 2020年9月 当社 常務取締役 国内染色加工事業部長兼浜松事業所長 2021年6月 当社 取締役専務 国内染色加工事業部長兼浜松事業所長、現在に至る	4,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	かわもと おさむ 川本 修 (1966年 9月 5日)	1990年3月 当社 入社 2018年8月 当社 参与 海外事業本部長兼タイ東海取締役社長兼インドネシアT.T.I取締役社長 2018年11月 当社 参与 海外事業本部長兼タイ東海取締役社長 2020年5月 当社 参与 海外染色加工事業部長兼製品事業本部長兼タイ東海取締役社長 2020年6月 当社 取締役 海外染色加工事業部長兼国内染色加工事業部副部長兼製品事業本部長兼テキスタイル事業部長兼タイ東海取締役社長 2022年2月 当社 取締役 グループ営業担当兼海外染色加工事業部長兼製品事業本部長兼テキスタイル事業部長、現在に至る	1,100株
5	かさい まさる 河西 勝 (1969年11月29日)	1992年3月 当社 入社 2021年4月 当社 管理部長兼総務部長 2021年6月 当社 取締役 管理部長兼総務部長、現在に至る	700株
6	こいけ たけし 古池 威 (1960年 1月26日)	1982年4月 株式会社日本リクルートセンター 入社 2006年10月 株式会社リクルートコミュニケーションエンジニアリング 代表取締役 2008年10月 株式会社リクルート エグゼクティブCEプランナー 2012年4月 株式会社リクルートキャリア エグゼクティブコミュニケーションエンジニア 2016年6月 当社 取締役、現在に至る	一株
7	ますだ よし たか 増田 芳隆 (1963年 7月16日)	1986年4月 株式会社リクルート 入社 2004年10月 株式会社リクルート 経理部長兼株式会社リクルートオフィスサポート取締役 2012年10月 株式会社リクルートアドミニストレーション 執行役員兼株式会社リクルートホールディングス経理部長兼株式会社リクルートオフィスサポート取締役 2017年6月 当社 取締役、現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古池 威、増田芳隆の両氏は、社外取締役候補者であります。

3. 古池 威、増田芳隆の両氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 古池 威氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての豊富な経験があり、人事・労務などの分野における高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は公正中立な立場から、企業経営などの分野における経営に有益な意見を述べていただくとともに、経営全般の監督機能を担っていただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また当社は株式会社リクルートキャリアとの間に取引がありますが、その金額は当社当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
5. 増田芳隆氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての豊富な経験があり、財務・経営企画などの分野における高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は公正中立な立場から、財務・経営企画などの分野における経営に有益な意見を述べていただくとともに、経営全般の監督機能を担っていただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用及び第三者・会社に対する損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また保険料支払額の1割を役員報酬金額の割合に応じて被保険者が負担いたします。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役伊東弘次は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ ほん だ とし み 本 多 敏 美 (1949年 9月 28日)	1972年 4月 稲畑産業株式会社 入社 2002年 7月 同社 化学品本部染料部長兼名古屋支店長 2007年 1月 稲畑ファインテック株式会社 代表取締役専務 (稲畑産業株式会社からの出向) 2009年 1月 同社 取締役染料部長兼名古屋支店長 2014年 9月 同社 取締役退任、現在に至る	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 2. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 本多敏美氏は、社外監査役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。
 4. 本多敏美氏を社外監査役候補者とした理由は、元代表取締役としての会社経営の豊富な経験や実績に基づいた幅広い見識を有しており、経営陣から独立した立場で当社の監査体制に生かしていただくため、選任をお願いするものであります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用及び第三者・会社に対する損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また保険料支払額の1割を役員報酬金額の割合に応じて被保険者が負担いたします。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ご参考 株主総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名		分野							
		企業 経営	製造・ 技術	営業	財務・ 金融	ESG・ サステナビリティ	人事・ 労務	法務・ リスク 管理	国際性
取 締 役	やしる よしあき 八代 芳明	○		○		○		○	
	わし ゆういち 鷲 裕一	○	○			○			○
	やしる けんたろう 八代 健太郎	○	○		○			○	
	かわもと おさむ 川本 修	○		○		○			○
	かさい まさる 河西 勝	○			○		○		○
	こいけ たけし 古池 威 (社外)	○		○			○	○	
	ますだ よしたか 増田 芳隆 (社外)	○			○		○	○	
監 査 役	あきたに みつあき 浅谷 光昭			○				○	○
	さわだ かおる 澤田 馨 (社外)				○	○		○	
	ほんだ としみ 本多 敏美 (社外)	○	○	○					

- (注) 1. 特に専門性や経験の発揮が期待できる分野を最大4つまで記載しております。
2. 上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
いわたのりあき 岩田憲明 (1940年 2月 7日)	1963年 4月 日本碍子株式会社 入社	2,400株
	2000年 6月 日本碍子株式会社 代表取締役専務	
	2006年 6月 当社 監査役	
	2018年 6月 当社 監査役退任、現在に至る	

- (注) 1. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩田憲明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 岩田憲明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、上場企業の元代表取締役としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、その知見を当社の監査に反映させていただくため、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用及び第三者・会社に対する損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。また保険料支払額の1割を役員報酬金額の割合に応じて被保険者が負担いたします。本議案でお諮りする補欠の候補者については、社外監査役に就任した場合に被保険者となります。

以上

株主総会会場のご案内

名古屋市中村区名駅4丁目4-38

◎会場 愛知県産業労働センター10階

大会議室1002

TEL (052) 571-6131

◎交通機関 (JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より徒歩約2分



(お願い)

自家用車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。